

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市観音寺町土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	藤村 一雄	観音寺市南町4丁目1番65号	平成25年8月12日